―最判平成23年4月22日を契機として―

Über die Informationshaftung

齋 田 統

Osamu SAIDA

要 旨

契約締結上の過失につき、最高裁は、マンションの購入希望者が売主との交渉過程で購入希望者の希望で設計変更などを行ったものの最終的に契約締結に至らなかった事件につき(最判昭和59・9・18 判時 1137・51)、契約準備段階における信義則上の注意義務違反を理由とする損害賠償責任を肯定した原審(東京高判昭和58・11・17)判断を支持して上告を棄却しているが、ここでの注意義務違反の法的性質および信義則の位置付けについては必ずしも明らかとはいえなかった。今回、最判平成23・4・22(判タ1348・87)は、契約交渉過程における情報提供義務違反につき、「契約の一方当事者が、当該契約の締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合には、上記一方当事者は、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害につき、不法行為による賠償責任を負うことがあるのは格別、当該契約上の債務の不履行による賠償責任を負うことはない」との判断を下した。本稿では契約交渉過程における情報提供義務の問題を付随義務論の観点から検討した。

一 はじめに

契約締結上の過失につき、最高裁は、マンションの購入希望者が売主との交渉過程で購入希望者の希望で設計変更などを行ったものの最終的に契約締結に至らなかった事件(最判昭和59・9・18 判時 1137・51)において、「取引を開始し契約準備段階に入ったものは、一般市民間における関係とは異なり、信義則の支配する緊密な関係にたつのであるから、のちに契約が締結されたか否かを問わず、相互に相手方の人格、財産を害しない信義則上の注意義務を負うものというべき

で、これに違反して相手方に損害をおよぼしたときは、契約締結に至らない場合でも、当該契約の実現を目的とする右準備行為当事者間にすでに生じている契約類似の信頼関係に基づく信義則上の責任として、相手方が該契約が有効に成立するものと信じたことによって蒙った損害(いわゆる信頼利益)の損害賠償を認めるのが相当である」として、契約準備段階における信義則上の注意義務違反を理由とする損害賠償責任を肯定した原審(東京高判昭和58・11・17)判断を支持して上告を棄却しているが、ここでの注意義務違反の法的性質および信義則の位置付けについては必ずしも明らかとはいえなかった⁽¹⁾。今回、最判平成23・4・22(判タ1348・87)は、契約交渉過程における情報提供義務違反につき、「契約の一方当事者が、当該契約の締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合には、上記一方当事者は、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害につき、不法行為による賠償責任を負うことがあるのは格別、当該契約上の債務の不履行による賠償責任を負うことはない」との判断を下した。本稿では契約交渉過程における情報提供義務の問題を付随義務論の観点から検討したい。

二 最高裁平成 23 年 4 月 22 日判決 (判タ 1348・87)(2)

1 事実

Y信用協同組合は、平成6年に行われた監督官庁の立入検査において、資産の回収可能性等を基に査定された欠損見込額を前提とする自己資本比率の低下を指摘され、さらに、平成8年に行われた立入検査においても、資産の大部分を占める貸出金につき、欠損見込額が巨額になっており、自己資本比率がマイナス180%であって実質的な債務超過の状態にあるなどの指摘を受け、文書をもって早急な改善を求められたが、その後も上記の状態を解消することができないままであった。平成10年ないし平成11年頃、Y信用協同組合は、資産の欠損見込額を前提とすると債務超過の状態にあって、早晩監督官庁から破綻認定を受ける現実的な危険性があり、代表理事らは、このことを十分に認識し得たにもかかわらず、Y信用協同組合上の新大阪支店の支店長をして、Xらに対し、そのことを説明しないまま、Y信用協同組合に出資するよう勧誘させた。Xらは、上記勧誘に応じ、平成11年3月2日、Y信用協同組合に対し、各500万円の出資をした(以下、上記各出資を「本件各出資」といい、本件各出資に係るXとY信用協同組合との間の各契約を「本件各出資契約」という)。Y信用協同組合は、平成12年、金融再生委員会から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成11年法律第160号による改正前のもの)8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受け、その経営が破綻した。Xらは、これにより、

本件各出資に係る持分の払戻しを受けることができなくなった。そのため、Xらは、Y信用協同組合が、実質的な債務超過の状態にあって経営破綻の現実的な危険があることを説明しないまま、Xらに対して本件各出資を勧誘したことは、信義則上の説明義務に違反するとして、主位的に、①不法行為に基づく損害賠償請求権または本件各出資契約の詐欺取消し、もしくは錯誤無効による不当利得返還請求権、予備的に、本件各出資契約上の債務不履行による損害賠償請求権に基づき、損害賠償を求めた。

2 判旨

最高裁は、「契約の一方当事者が、当該契約の締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、 当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合 には、上記一方当事者は、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害につき、不法行為 による賠償責任を負うことがあるのは格別、当該契約上の債務の不履行による賠償責任を負うこ とはないというべきである。なぜなら、上記のように、一方当事者が信義則上の説明義務に違反 したために、相手方が本来であれば締結しなかったはずの契約を締結するに至り、損害を被った 場合には、後に締結された契約は、上記説明義務の違反によって生じた結果と位置付けられるの であって、上記説明義務をもって上記契約に基づいて生じた義務であるということは、それを契 約上の本来的な債務というか付随義務というかにかかわらず、一種の背理であるといわざるを得 ないからである。契約締結の準備段階においても、信義則が当事者間の法律関係を規律し、信義 則上の義務が発生するからといって、その義務が当然にその後に締結された契約に基づくもので あるということにならないことはいうまでもない」と判示した。なお、千葉勝美裁判官により、 「本件において、上告人が被上告人らに対し出資契約の締結を勧誘する際に負っているとされた 説明義務に違反した点については、契約成立に先立つ交渉段階・準備段階のものであって、講学 上、契約締結上の過失の一類型とされるものである。民法には、契約準備段階における当事者の 義務を規定したものはないが、契約交渉に入った者同士の間では、誠実に交渉を行い、一定の場 合には重要な情報を相手に提供すべき信義則上の義務を負い、これに違反した場合には、それに より相手方が被った損害を賠償すべき義務があると考えるが、この義務は、あくまでも契約交渉 に入ったこと自体を発生の根拠として捉えるものであり、その後に締結された契約そのものから 生ずるものではなく、契約上の債務不履行と捉えることはそもそも理論的に無理があるといわな ければならない」。「有力な学説には、事実上契約によって結合された当事者間の関係は、何ら特 別な関係のない者の間の責任(不法行為上の責任)以上の責任を生ずるとすることが信義則の要求 するところであるとし、本件のように、契約は効力が生じたが、契約締結以前の準備段階におけ る事由によって他方が損失を被った場合にも、『契約締結のための準備段階における過失』を契 約上の責任として扱う場合の一つに挙げ、その具体例として、①素人が銀行に対して相談や問い 合わせをした上で一定の契約を締結した場合に、その相談や問い合わせに対する銀行の指示に誤 りがあって、顧客が損害を被ったときや、②電気器具販売業者が顧客に使用方法の指示を誤って、 後でその品物を買った買主が損害を被ったときについて、契約における信義則を理由として損害 賠償を認めるべきであるとするものがある(我妻祭「債権各論上巻」38頁参照)。このような適切な 指示をすべき義務の具体例は、契約締結の準備段階に入った者として当然負うべきものであると して挙げられているものであるが、私としては、これらは、締結された契約自体に付随する義務 とみることもできるものであると考える。そのような前提に立てば、上記の学説も、契約締結の 準備段階を経て契約関係に入った以上、契約締結の前後を問うことなく、これらを契約上の付随 義務として取り込み、その違反として扱うべきであるという趣旨と理解することができ、この考 え方は十分首肯できるところである」。「しかしながら、本件のような説明義務は、そもそも契約 関係に入るか否かの判断をする際に問題になるものであり、契約締結前に限ってその存否、違反 の有無が問題になるものである。加えて、そのような説明義務の存否、内容、程度等は、当事者 の立場や状況、交渉の経緯等の具体的な事情を前提にした上で、信義則により決められるもので あって、個別的、非類型的なものであり、契約の付随義務として内容が一義的に明らかになって いるようなものではなく、通常の契約上の義務とは異なる面もある。以上によれば、本件のよう な説明義務違反については、契約上の義務(付随義務)の違反として扱い、債務不履行責任につ いての消滅時効の規定の適用を認めることはできないというべきである。もっとも、このような 契約締結の準備段階の当事者の信義則上の義務を一つの法領域として扱い、その発生要件、内容 等を明確にした上で、契約法理に準ずるような法規制を創設することはあり得る」との補足意見 が付されている。

三 売買契約上の情報提供義務違反

売買契約においても契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報の提供の有無が問題となる場合がある。

売買契約において当事者が負う義務は、売主の物の引渡および所有権移転義務や買主の代金支払義務にとどまることなく、各種の付随的義務を負い⁽³⁾、売主の契約締結を決定するのに重要な意味を有する事情を説明する義務もかかる義務といえるためである。

売買契約の締結過程における情報提供義務の違反が問題になった最近の裁判例として東京地裁 平成11年2月25日判決(判時1676・71)がある。 東京地裁平成 11・2・25 判決 (判時 1676・71)(4)

(一) 事実

Xらは、不動産販売業者 Y から、一棟の新築マンション(以下「本件建物」)のうち、18 戸の区分所有建物(以下「本件区分所有建物」)を、平成6年6月23日から同年7月2日までの間にそれぞれ購入し、Y に対して各代金を支払った。本件建物は、平成7年8月ころ完成し、同年10月ころまでに X らに対し本件区分所有建物の引渡しが行われたが、本件建物の南側隣接地の所有者であった A 社は、平成6年12月15日ころ、子会社である B 社に対し当該隣接地を譲渡し、同会社は、平成7年6月初めころ、本件建物の南側隣接地の上に、A 社の使用する社宅の建築工事を始め、平成8年2月ころ当該建物を完成させた。当該建物は、本件建物と同程度の高さがあり、南側に密接するものであったため、本件建物の日照、通風、観望は、右隣接建物の建築によって相当に阻害される結果となった。そのため、X らは、Y が、隣接地に建物の建築計画が存在することを当初から知っていながら、これを秘匿して X らに区分所有建物を販売し、日照阻害等の損害を与えたとして、Y に対し、債務不履行ないし不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償を求めた。

(二) 判旨

東京地裁は、「新築マンションの内部の区分所有建物を分譲販売する業者は、宅地建物取引業 法 35 条、45 条等の趣旨や信義則等に照らし、売買契約に付随する債務として、区分所有建物を 購入しようとする相手方に対し、購入の意思決定に重要な意義をもつ事項について、事実を知っ ていながら、故意にこれを秘匿して告げない行為をしてはならないとの義務を負っており、これ に違反して相手方に損害を与えたときは、重要事項告知義務の不履行として、これを賠償する責 任があると解するのが相当である。そして、新築マンションの南側に隣接する緑地上に将来建物 が建築されるか否かは、その区分所有建物を購入する者にとって、大きな関心事であり、売買契 約締結の意思決定に重要な意義を有する事項であるというべきである。前記認定事実及び争いの ない事実等によれば、Yは、本件区分所有建物の分譲販売当時、南側隣接地の所有者であったA 社から、格別に文書をもって、隣接地上に将来社宅を建築する計画があるので区分所有建物の購 入者らにその旨を告知し徹底して貰いたいとの要請を受けており、これを告知することが可能で あって、告知するについて何ら支障がなかったにもかかわらず、あえて、これを秘匿し、当該建 築計画があることを告げないまま、Xらに対し、本件区分所有建物を販売したことが認められる から、YはXらに対し、本件区分所有建物の売買契約に際し重要事項を告知すべき義務を怠った ものというべきであり、売買契約に付随する債務の不履行として、これによってXらが被った損 害を賠償する責任がある」と判示している。

四 付随義務論

1 ドイツ

(一) 判例

(1) リノリウム絨毯事件(5)

顧客 X はリノリウム絨毯を購入するため Y 百貨店に赴き、従業員 A に説明し、見本から希望の 絨毯を探した。 A は指示された絨毯を取り出すため、別の絨毯をわきに立てかけた。そして、 A が立てかけた絨毯が倒れ、顧客 X に当たり、負傷した。ライヒ裁判所は、 X と Y の間に売買を準 備する法律関係が成立し、これは契約類似の性格を有するもので、その限りで法律行為的拘束力 を生ぜしめるとして、 Y は 278 条に基づく責任を負うと判示した。

(2) 野菜屑事件(6)

14歳の娘Xは母親とYのセルフサービス店に赴いた。母親が商品を選んでレジに並んでいる間に、Xは母親を手伝おうと商品を包むための台に行く際、野菜の葉に滑って転び、負傷した。ドイツ連邦通常裁判所は、契約締結上の過失に基づく責任が、法定債務関係(gesetzlichen Schuldverhältnis)に基づくものであり、この法定債務関係は、契約交渉の開始によって生じ、契約の実際の成立や有効性に左右されない。この債務関係から導かれる保護義務と監督義務違反に対する責任は、本件のような場合においては、被害者が契約交渉の目的で相手方が影響力を有する領域に入り、それとともに交渉相手の高められた注意(Sorgfalt)を誠実に信頼し得ることで正当化されると判示した。

(二) 学説

(1) Larenz

債務関係の類型を決定する給付義務(Leistungspflichten)と内的関連性を有しながらそれを越える義務がその他の行為義務(Weitere Verhaltenspflichten)である。

その他の行為義務は債務関係の履行から債権者の法益に生じ得る損害を保護することに仕え (保護義務 (Schutzpflichten))、長期間継続する債務関係、特に、労働や組合関係の実行において不 可欠な信頼関係 (Vertrauensverhältnisses) の維持に使える (誠実義務 (Loyalitätspflichten))⁽⁷⁾。

契約成立前の法定債務関係(gesetzlichen Schuldverhältnis)に基づく保護義務が契約成立後契約上の債務関係となる。そして、契約上の債務関係の枠内で契約成立前と同様の、あるいはそれ以上の保護義務が生じ、この義務は契約交渉中の義務を定めるドイツ民法 242 条の規律に服する⁽⁸⁾。

(2) Canaris

保護義務(Schutzpflichten)は給付義務の存在にかかわりなく存在することができ、その法的基礎は当事者の意思にではなく、またドイツ民法 157 条による解釈や補充にでもなく、信頼思想(Vertrauensgedanken)⁽⁹⁾に見出される。そして、特別な法的関係を認める内的正当化根拠は要求された信頼を与えることにあり、実定法上の根拠はドイツ民法 242 条に見出されるとする 60 。法的接触の開始にはじまる統一的保護関係(einheitlichen Schutzverhältnis)は契約交渉の開始、契約締結、履行段階へといくつもの段階を経て強くなる $^{(11)}$ 。

(三) ドイツ民法

改正前の旧ドイツ民法では債務不履行の類型として履行遅滞、履行不能について規定されていたが、2001年のドイツ債務法現代化法において統合され¹²³、契約上の義務が履行されない場合を包括する義務違反(Pflichtverletzung)という概念が使用されている(ドイツ民法 280条)。

ドイツ民法 241 条 1 項に給付に関連する義務が規定され、保護義務は、ドイツ民法 241 条 2 項により、特別の配慮(besonderen Rücksicht)を強調することで一般不法行為法上の義務とは異なる性質を有することが明らかにされた¹³。

2 フランス

産業革命の進展により労働災害や旅客運送事故が増加した^[14]。裁判所は当初労働災害による労働者の使用者に対する賠償問題については民法上の不法行為規定によって解決する態度をとった。そのため労働者が使用者に対して損害賠償請求をするためには労働災害の発生につき被害者である労働者側で使用者の過失を立証しなければならず、多くの被害者がその立証ができないために損害賠償を受けることができなかった^[15]。

このような問題を解決するため、使用者は雇用契約によって労働者の安全を確保すべき方策をとるべき義務を負い、事故が発生した場合、使用者は安全配慮義務の不履行による損害賠償責任を原則として負わなければならないとの新たな解釈論が提示された¹⁶。

契約上の安全配慮義務は運送分野における裁判例で現れ始め、フランス破毀院の1911年11月21日判決は、運送契約の履行につき運送人は乗客を目的地まで安全に運ぶ義務を負うとして、契約上の安全配慮義務違反に基づく責任を認めた¹⁶⁷。そして、その後の破毀院判決により運送人の契約上の安全配慮義務は結果債務であることが明らかにされた¹⁶⁸。ところで、乗客が死亡した場合に、乗客の遺族は運送契約の当事者でないため、契約上の安全配慮義務違反に基づく訴えを提起できないとすると、不法行為責任に基づき損賠賠償請求をしなければならず、過失の立証の問題が生ずることから、破毀院はいわゆる第三者のためにする黙示の契約の法理を用いて、被害者

の遺族に損害賠償請権を認めた¹⁹。その後、乗客の遺族は、契約上の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求か、あるいは不法行為責任に基づく損害賠償請求のいずれか一方を選択できるようになった²⁰。そして、運送契約上の安全配慮義務は、判例上他の契約類型にも拡張されていった²¹。情報提供義務に関しては、フランスにおける情報提供義務には、契約を締結しようとする者が事情をよく知った上で契約締結の意思決定をなしうるようにするために必要な情報を提供する契約前情報提供義務と、契約上の義務としての情報提供義務があるが²²、フランスにおける契約前情報提供義務は、Juglart によってはじめて論じられ、民法典上のさまざまな規定や裁判例などを総合的に検討した上で、沈黙が詐欺に該当する根拠を情報提供義務に求め、情報提供義務違反を制裁するため、裁判所はためらくことなく詐欺概念を拡張すべきことが主張された²³。そして、フランスでは1960年頃から詐欺的沈黙による詐欺を承認する判決が相次いで下された²⁴。そして、1993年にフランス消費法典(le Code de la consommation)L111-1 条²⁵において、事業者の消費者に対する情報提供義務が規定された²⁶。

3 日本

最判昭和50・2・25(民集29・2・143)は、自衛隊車両整備工場で車両整備をしていた自衛隊員 が同僚運転の大型車両に轢かれて死亡した事件につき、「国と国家公務員(以下「公務員」という。) との間における主要な義務として、法は、公務員が職務に専念すべき義務並びに法令及び上司の 命令に従うべき義務を負い、国がこれに対応して公務員に対し給与支払義務を負うことを定めて いるが、国の義務は右の給付義務にとどまらず、国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設 置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行 する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務 (以下「安全配慮義務」という。)を負っている」とし、この安全配慮義務は、「ある法律関係に基づ いて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者 の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの | とし た。その後、従業員が宿直勤務中に盗賊に殺害された事件で、最判昭和59・4・10(民集38・6・ 557) は、「雇傭契約は、労働者の労務提供と使用者の報酬支払をその基本内容とする双務有償契 約であるが、通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する設備、 器具等を用いて労務の提供を行うものであるから、使用者は、右の報酬支払義務にとどまらず、 労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに 労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務 (以下「安全配慮義務」という。) を負っているものと解するのが相当である」とした。また、Y 社 の下請企業の労働者Xらが、作業場所における騒音によって難聴に罹患し、聴力障害を被った

として損害賠償を求めた事件につき、最判平成3・4・11 (判時1391・3) は、「Yの下請企業の労働者がYの神戸造船所で労務の提供をするに当たっては、いわゆる社外工として、Yの管理する設備、工具等を用い、事実上Yの指揮、監督を受けて稼働し、その作業内容もYの従業員であるいわゆる本工とほとんど同じであったというのであり、このような事実関係の下においては、Yは、下請企業の労働者との間に特別な社会的接触の関係に入ったもので、信義則上、右労働者に対して安全配慮義務を負うものであるとした原審の判断は、正当として是認することができる」と判示している。安全配慮義務がはじめて認められた最高裁昭和50年2月25日判決以降、下級審裁判例では安全配慮義務が広範な場合に適用されているが、安全配慮義務の性質をどのように解するかについて学説は分かれる。安全配慮義務の性質につき判例は契約理論上の一般的保護義務ないし注意義務を肯定したものと評価されている。。

五 おわりに

日本における付随義務論に大きな影響を与えたドイツにおける付随義務論は、積極的債権侵害論において発展し、付随義務を認めることで契約責任が拡大された。フランスにおいても、安全配慮義務により契約責任が拡大された。ドイツ民法 241 条 2 項は特別の配慮を強調することで保護義務が一般不法行為法上の義務とは異なり、また給付義務がない場合にも生ずることを明らかにした。一方で保護義務を契約法上の義務とすると、契約が無効の場合に不法行為責任より厳しい契約責任の規律が適用されるのかという問題⁶⁸⁰、意思の欠缺または瑕疵ある意思表示の場合など自己決定とするには欠陥がある場合を法律行為の問題とすると、意思表示は私的自治の実現のための道具でしかないため、法律行為概念を変性させてしまう可能性が生ずるという問題が起こる⁶³⁰。したがって、Canaris が主張したように、給付義務とは独立した統一的保護義務を認め、その違反については契約責任でも純粋な不法行為責任でもない第3の法的責任と解すべきと考える⁶³⁰。

最高裁平成23年4月22日判決は、契約の一方当事者が当該契約の締結に先立ち、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供すべき信義則上の情報提供義務を負い、この義務は契約の成否に関係なく契約当事者に課される義務であり、その違反を債務不履行責任と構成することはできないとして、不法行為責任と構成した⁶³⁸。また、契約締結の準備段階の当事者の信義則上の義務を一つの法領域として扱い、契約法理に準ずるような法規制を創設することはあり得るとの補足意見が付されている。情報提供義務違反につき、現行法上の解釈論として、契約責任でも純粋な不法行為責任でもない第3の法的責任と考えることも可能であり、付随義務論および法律行為論の観点からもそのように解することが妥当と考える⁶⁴⁸。

注

- (1) 渡辺博之『わが国における「契約交渉の際の過失責任」の総合的分析(3)』判時 1685 号(1999 年) 191 頁は、本件における損害賠償責任につき、当事者の一方が契約交渉のさいに要求される、相互に相手 方の人格、財産を害しない(広義の保護)義務を信義則に反して怠ったことによる責任と解している。
- (2) 判例評釈として、松浦聖子「判批」法セミ 681 号 (2011 年) 130 頁、久須本かおり「判批」愛大 190 号 (2011 年) 89 頁。
- (3) 奥田昌道編『新版注釈民法(10)Ⅱ』(2011年)115頁。
- (4) 判例評釈として、青木英憲「判批 | 判タ1178号(2005年)132頁。
- (5) RZ 1911. 12. 7. RGZ 78. 239. 円谷峻『新・契約の成立と責任』(2004年) 48 頁。
- (6) BGZ 1976. 1. 28. BGZH 66, 51. 円谷・前掲『新・契約の成立と責任』62-63 頁。
- (7) Larenz, Lehrbuch des Schuldrechts, Bd. I, Allgemeiner Teil, 14. Aufl., 1987, S. 7ff. 潮見佳男『契約規範の構造と展開』(1991) 61-62 頁。
- (8) Larenz, a. a. O., S. 118. 長坂純『契約責任の構造と射程―完全性利益侵害の帰責構造を中心に―』 (2010年) 66-67 頁
- (9) Canaris は、意思の欠缺または瑕疵ある意思表示の場合、自己決定とするには問題があることから、私的自治の原則ではなく、信頼責任が問題となるとする (Canaris, Die Vertrauenshaftung im Deutschen Privatrecht, 1971, S. 418f.)。そして、信頼責任は意思による (ex volontate) 責任でなく、法律による (ex lege) 責任であるとする (S. 428f.)。もしこのような場合を法律行為の問題とすると、意思表示は私的自治の実現のための道具 (Instrument zur Verwirklichung der Privatautonomie) でしかないため、法律行為概念 (Begriffs des Rechtsgeschäfts) を変性させてしまうためである (S. 430)。

法秩序(Rechtsordnung)が私的自治形成の自由を認めるとき、特別の法的責任を通してそれと結びつく危険を調整しなければならない(S. 440)。そうした特別の法的責任である信頼責任は、法律行為上の取引(rechtsgeschäftliches Handeln)で、関与者が一定の表示行為(Erklärungsakte)を信用するとか、相手方に影響を及ぼす法的財貨(Rechtsgüter)の呈示を信頼する(anvertrauen)状況で問題になるため、法律行為責任と結びつく(S. 440)。ここでの信頼は客観的基礎に依拠することを要し、信頼責任が認められるためには、信頼構成要件(Vertrauenstatbestand)、善意(gutgläubig)、処分(Disposition)あるいは信頼に基づいた投資(Vertrauensinvestition)、帰責性(Zurechenbarkeit)が存在しなければならない(S. 491f)。

信頼構成要件は、登記簿など法律によって信頼の客観的基礎となる、人為的対外的構成要件(künstliche äußere Tatbestände)と、口頭や文書による表示など法律によらないで自然に信頼の基礎となる、自然的対外的構成要件(natürliche äußere Tatbestände)に分かれる(S. 492)。自然的対外的構成要件については信頼者の認識が要求される(S. 507)。そして、信頼構成要件の内容につき、存在する法的状態に関連するものであるか、あるいは将来発生する法的状態に関連するものか(S. 495)、また、法的に可能か、

法的に不可能か(S. 496)、さらに、信頼がどのような者に向けられているかを考慮しなければならない(S. 497)。信頼構成要件の内容は信頼の客観的基礎の強度(Stärke)を決定する(S. 495)。

Canaris は信頼責任を第三者の信頼保護のための権利外観責任(Rechtsscheinhaftung)と法倫理的必要 性に基づく信頼責任 (Vertrauenshaftung kraft rechtsethischer Notwendigkeit) に区分して帰責性を判 断する (S. 440f.)。権利外観責任は取引保護目的 (Verkehrsschutzzwecken) の実現を目的とし、取引保 護が強く要求される代理法、有価証券法、商法、に見られる(S. 526f.)。権利外観責任は第三者を保護す るのみであることから、法律行為当事者の保護のため法倫理的必要性に基づく信頼責任が認められる(S. 266)。法倫理的必要性に基づく信頼責任は権利外観責任と異なり取引保護の実現を目的(S. 477)とせず、 bona fides の思想の実現を目的とする。法倫理的必要性に基づく信頼責任の信頼構成要件は、ドイツ民法 に基づき、信義誠実の原則の伝統、特に悪意的行動(dolus praeteritus)の禁止と自己悖戻行為(venire contra factum proprium) の禁止を基礎に発展した (S. 528f.)。権利外観責任では法倫理的必要性による 信頼責任より信頼の客観的基礎が強いため、帰責性については少ない要求がされ(S. 477)、権利外観責 任の場合には一般的に危険主義(Risikoprinzip)に従い(S. 482)、法倫理的必要による信頼責任の場合に は過失主義 (Verschuldensprinzip) に従う (S. 517)。帰責 (Zurechnung) の思想の概念のために援用さ れるべき法倫理的原理(rechtsethische Prinzip)は人の自己責任(Selbstverantwortung der Person)原 理であり、責任を負うべきは、自己の行為(Verhalten)または自己の取引範囲(Geschäftskreis)に対し てである。帰責の最低条件として、帰責の対象―損害 (Shaden)、表示 (Erklärung)、信頼構成要件事実 (Vertrauenstatbestand) 等一と、被請求者 (Inanspruchsgenommene) の行為または取引範囲の間に何 らかの関係が存することが要求される(S. 468)。

- (10) Canaris, Ansprüche wegen "positiver Vertragsverletzung" und "Schutzwirkung für Dritte" bei nichtigen Verträgen-Zugleich ein Beitrag zur Vereinheitlichung der Regeln über die Schutzpflichtverletzungen, JZ 1965, 476. 奥田昌道「契約法と不法行為法の接点―契約責任と不法行為責任の関係および両義務の性質論を中心に―」於保不二雄先生還曆記念『民法学の基礎的課題・中』(1974年) 249 頁、長坂・前掲『契約責任の構造と射程―完全性利益侵害の帰責構造を中心に―』20-21 頁。
- (11) Canaris, Anspruche wegen "positive Vertragsverletzung" und "Schutzwirkung für Dritte" bei nichtigen Vertragen-Zugleich ein Beitrag zur Vereinheitlichung der Regeln über die Schutzpflichtverletzungen, 479. 長坂・前掲『契約責任の構造と射程一完全性利益侵害の帰責構造を中心に一』20-21 頁。
- (12) 半田吉信『ドイツ債務法現代化法概説』(2003年)102頁以下。
- (3) Bundesminister der Justiz, Abschlußbericht der kommission zur Überarbeitung des Schuldrechts, 1992, S.114. 長坂・前掲『契約責任の構造と射程―完全性利益侵害の帰責構造を中心に―』124-125 頁。
- (14) 平野裕之「十九世紀後半におけるフランス契約責任論の胎動―完全性利益の侵害と契約責任論」法論 60 巻 4・5 合併号 (1988 年) 622 頁。
- (5) 岩村正彦「労災補償と損害賠償(三) ―イギリス法とフランス法の考察―」法協 100 巻 7 号(1983 年)

跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 第13号 2012

1208-1210 頁。

- (16) 平野・前掲「十九世紀後半におけるフランス契約責任論の胎動―完全性利益の侵害と契約責任論」624 頁。岩村・前掲「労災補償と損害賠償(三) ―イギリス法とフランス法の考察―」1215-1217頁。
- (17) Civ. 21 nov. 1911. D. 1913. I. 249.
- (18) 伊藤浩「手段債務としての安全債務と結果債務としての安全債務 (一) ―安全配慮義務の解釈視点―」 立教法学 28 号 (1987 年) 105-106 頁。
- (19) Civ. 6 déc. 1932, D. 1933, I. 137.
- 20 Mazeaud/Chabas, Leçons de droit civil, Obligations, théorie générale, t. II, 1^{re} vol., 8^e éd., 1991, pp. 390-391. 伊藤・前掲「手段債務としての安全債務と結果債務としての安全債務 (一) 一安全配慮義務の解釈視点― | 119頁。
- (21) 平野裕之「二〇世紀におけるフランス契約責任論の展開―完全性利益の侵害と契約責任論」法論 60 巻 6 号 (1988 年) 68-69 頁。
- (22) 後藤巻則『消費者契約の法理論』(2002年) 13頁。
- 23 馬場圭太「フランス法における情報提供義務理論の生成と展開 (一)」早法 73 巻 2 号 (1997 年) 97-98 頁。 Juglart, L' obligation de renseignements dans le contrat, RTD civ., 1945, p. 22.
- (24) 後藤・前掲『消費者契約の法理論』15頁。
- ② 野澤正充『民法学と消費者法学の軌跡』(2009年)225頁以下。
- (26) フランス民法改正草案カタラ草案 1110 条、1110-1 条、司法省草案 50 条、テレ草案 33 条、34 条は下記のように規定する(民事法研究会『民法(債権関係)の改正に関する検討事項』(2011 年) 275-276 頁)。

カタラ草案 1110条

- (1) 契約当事者のうち、他方の当事者にとって決定的な重要性がある情報を知る者、または知るべき者で、 その重要性を知っている者は、他方当事者に情報を与える義務を有する。
- (2) ただし、この情報提供義務は、自ら情報を取得することができない状況にある者、または、とりわけ契約の性質、もしくは当事者の資質を理由として、契約相手方に対して正当に信頼をすることができた者のためにしか存在しない。
- (3) 情報提供義務者の債権者であると主張する者が、他方当事者が問題となっている情報を知っていた、または知るべきであったことを証明する義務を負う。情報保有者は、自らの義務を果たしたことを証明することにより解放される。
- (4) 契約の目的または原因と直接的かつ不可欠な関係を示す情報は、関連性がある pertinent とみなされる。

カタラ草案 1110-1 条

欺く意図のない情報提供義務の違反は、その義務を負う者の責任を生じさせる。

司法省草案 50条

- (1) 契約当事者のうち、他方当事者の同意にとって決定的な重要性を有する情報を知る、または知ることができる状態にある者は、他方当事者がその情報を知らないことが正当である場合、または契約相手方を信頼することが正当である場合には、情報を提供しなければならない。
- (2) 契約の内容または当事者の資質と直接的かつ不可欠の関係を有する情報は、決定的である。
- (3) 情報提供義務違反の不履行を主張する契約当事者は、他方当事者がこの情報を知っていた、または 知ることができる状態にあったことを証明しなければならない。ただし、他方当事者が、自分も知らなかっ たこと、またはその義務を果たしたことを証明することを妨げない。
- (4) この情報提供義務の違反はすべて、合意の瑕疵の場合の契約の無効を妨げることなく、この義務を 負う者の不法行為責任を負わせる。

テレ草案 33条

- (1) 他方当事者にとって決定的な性質を有する情報を知る、または知るべき当事者で、その情報が決定的な性質を有することを知っている者は、他方当事者が知らないことが正当であるとき、情報を提供しなければならない。
- (2) 一方当事者の知らないことは、その者が自ら情報を取得することができない場合、または、とりわけ契約の性質、もしくは当事者の資質のために、その者が適切に契約の相手方を信頼していた場合、正当である。
- (3) 情報が提供されるべきであったと主張する者が、他方当事者がその者に情報を提供すべきであったことを証明する義務を負う。他方当事者は、自らが情報を提供したことを証明しなければならない。

テレ草案 34条

情報提供義務の違反は、その義務を負う者の責任を生じさせ、場合によっては、35条以下の条件で、 契約の無効を生じさせる。

- ②27) 淡路剛久「安全配慮義務」広中俊雄=星野英一編『民法典の百年 I 』(1998 年) 456 頁以下。
- 28) 高橋眞「安全配慮義務の性質論について」奥田昌道先生還暦記念『民事法理論の諸問題・下』(1995年) 277 頁以下。
- ② 宮本健蔵『安全配慮義務と契約責任の拡張』(1993年) 178頁。
- 30 Canaris, Anspruche wegen "positive Vertragsverletzung" und "Schutzwirkung für Dritte" bei nichtigen Vertragen-Zugleich ein Beitrag zur Vereinheitlichung der Regeln über die Schutzpflichtverletzungen, 476. 潮見・前掲『契約規範の構造と展開』103-104 頁。
- (31) Canaris, Die Vertrauenshaftung im Deutshen Privatrecht, S.430.
- 32) Canaris, Anspruche wegen "positive Vertragsverletzung" und "Schutzwirkung für Dritte" bei

跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 第13号 2012

nichtigen Vertragen-Zugleich ein Beitrag zur Vereinheitlichung der Regeln über die Schutzpflichtverletzungen, 475-478.

- (33) 不法行為責任と考えるべきとする見解として、平野裕之「契約締結に際する信義則上の説明義務違反に基づく責任の法的性質―最二判平成23・4・22の債務不履行責任論へのインパクト」NBL955号(2011年)15頁、久須本・前掲「判批」。なお、久須本・「判批」104頁は、ここでの情報提供義務違反が債務不履行責任を構成するという考え方までも誤っているということにならないとする。
- (34) 民法(債権法)改正検討委員会が作成した「債権法改正の基本方針」(検討委員会試案)では、交渉当事者の情報提供義務につき、以下のような提案がなされている(民法(債権法)改正検討委員会編『債権法改正の基本方針(別冊 NBL126号)(2009年)96頁)。

【3.1.1.10】(交渉当事者の情報提供義務・説明義務)

- 〈1〉当事者は、契約の交渉に際して、当該契約に関する事項であって、契約を締結するか否かに関し相手方の判断に影響を及ぼすべきものにつき、契約の性質、各当事者の地位、当該交渉における行動、交渉過程でなされた当事者間の取り決めの存在およびその内容等に照らして、信義誠実の原則に従って情報を提供し、説明をしなければならない。
- $\langle 2 \rangle \langle 1 \rangle$ の義務に違反した者は、相手方がその契約を締結しなければ被らなかったであろう損害を賠償する責任を負う。